

## (8) 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

(単位:円)

区分	報酬および給料月額	期末手当支給割合	退職手当算定方式
市長	770,000	6ヶ月期 1.6ヶ月分 12ヶ月期 1.75ヶ月分 計 3.35ヶ月分 加算措置 有	給料月額×在職年数×500／100
助役	640,000		給料月額×在職年数×300／100
収入役	605,000		給料月額×在職年数×270／100
教育長	605,000		給料月額×在職年数×250／100
議長	390,000		
副議長	330,000		
議員	285,000		

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

## (1) 勤務時間、休憩・休息時間および週休日の状況

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り		
	勤務時間	休憩時間	週休日
40時間	8:30～17:30	12:00～13:00	土曜日および日曜日

(注) 保育所など本庁以外の勤務場所では、この表とは異なる勤務形態の場合があります。

## (2) 休暇等の概要

区分	内容
年次有給休暇	1年につき20日間付与(20日を限度に翌年に繰越すことができる)
病気休暇	負傷または疾病のため療養をする場合、最小限度必要と認められる期間を付与
特別休暇 (主なもの)	結婚休暇 結婚する職員に対し最大7日間付与(週休日含む) 産前休暇 出産の日までの申し出た期間付与(8週間以内) 産後休暇 出産の翌日から8週間を経過するまでの期間付与 親族の死亡休暇 配偶者=10日、父母=7日、子=5日、祖父母=3日 その他=規則に定める期間付与 夏季休暇 7月～9月の期間内に3日間付与 地方公務員法第42条による休暇 2日間
介護休暇 (無給)	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、6月を限度として必要な休暇を付与
育児休業 (無給)	職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度

## 4 職員の分限および懲戒処分の状況(平成18年度)

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対して行われる処分です。懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い合わせ、秩序維持を図る制裁的処分です。

区分	種類	処分者数	内容
分限 処分	降任	0人	・勤務実績が良くない場合 ・心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合 ・上記のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
	免職	0人	・職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合
	休職	9人	・心身の故障のため、長期の休養を要する場合 ・刑事案件に関し起訴された場合
懲戒 処分	戒告	0人	・法令に違反した場合
	減給	0人	・職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合
	停職	0人	・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合
	免職	0人	

## 5 職員の服務の状況

### (1) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 (平成18年1月1日～平成18年12月31日)

総付与日数 (a)	総使用日数 (b)	対象職員数 (c)	平均使用日数 (b)/(c)	消化率 (b)/(a)	(注) 消防の職員を除いた数字です。
14,528 日	4,128 日	372 人	11.1 日	28.4 %	

### (2) 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

#### ア 育児休業 (平成18年度)

(単位：人)

区分	育児休業取得者数	育児休業承認期間						
		3ヶ月以下	3ヶ月超え6ヶ月以下	6ヶ月超え1年以下	1年超え1年6ヶ月以下	1年6ヶ月超え2年以下	2年超え2年6ヶ月以下	2年6ヶ月超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	6	0	0	4	1	1	0	0
計	6	0	0	4	1	1	0	0

#### イ 部分休業 (平成18年度)

取得した職員は、ありません。

#### ウ 介護休暇 (平成18年度)

取得した職員は、ありません。

### (3) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律または条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間および職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければなりません。(地方公務員法第35条) ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

(主な免除事由)

- ・研修を受ける場合
- ・厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ・その他任命権者が定める場合

## 6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

### (1) 職員研修の実施状況 (平成18年度)

分類	研修内容	延人数
全体研修	防災体制研修	219人
	救命講習	156人
	メンタルヘルス研修	131人
	個人情報保護と情報公開制度	96人
	人事評価制度研修	42人
	裁判員制度研修	174人
階層別研修	新規採用職員研修	1人
派遣研修	階層別研修(新採、5年目、10年目、係長等)	25人
	専門等研修(会計事務、議会事務、地域づくり等)	13人
自主研修	中小水道事業の当面の課題と対応	2人
その他	情報セキュリティ研修	64人
	保育総合研修(4回)	342人
	保育サークル	770人

### (2) 勤務成績の評定の状況…未実施

## 7 職員の福祉および利益の保護の状況

### (1) 健康診断等の状況 (平成18年度)

健康診断等の種類	受診者数
雇入れ時健診	1人
成人病予防健診	80人
胸部X線健診	85人
人間ドック	324人
インフルエンザ予防接種	241人
職員健康診断	1人

### (2) 公務災害等の発生状況 (平成18年度)

種類	認定数	事案の概要
公務災害	4件	転倒 2件 マムシ咬傷 1件 切創 1件

### (3) 職員の利益の保護 (平成18年度)

区分	状況
勤務条件に関する措置の要求の状況	該当なし
不利益処分に関する不服申立ての状況	該当なし